

## 【自由金利型定期預金（スーパー定期預金）規定】

### 単利型

#### 1.（自動継続）

- (1) この預金が自動継続型の場合は、証書または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) 継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。  
ただし、継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前営業日までにその旨を当店に申し出てください。

#### 2.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下2.(1)および(2)において同じです。）から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率（継続後の預金については上記1.(2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書または通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切り捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。
- ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日以後に支払います。

(2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取り扱います。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日（休日の場合は翌営業日）に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。
- ② 自動継続自由金利型2年定期預金の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取り扱います。
  - A 預金口座へ振り替える場合には、中間利払日（休日の場合は翌営業日）および満期日（休日の場合は翌営業日）に指定口座へ入金します。
  - B 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にこの自動継続自由金利型2年定期

預金と満期日を同一にする自由金利型定期預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における当組合所定の利率を適用します。

満期払利息は満期日に元金に組み入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金に継続します。

③預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日（休日の場合は翌営業日）に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日（休日の場合は翌営業日）に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。

④利息を指定口座に入金できず現金で受け取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。

（3）継続をしなかった場合の利息（中間払利息を除きます。）は、解約時にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算します。

（4）当組合がやむをえないものと認めた場合、あるいは預金取引共通規定により、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日の普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×50%
C 1年以上3年未満	約定利率×70%

ただし、BおよびCの利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、その普通預金利率によって計算します。

②預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日の普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×40%
C 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%
G 3年以上4年未満	約定利率×90%

ただし、BからGまでの利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、その普通預金利率によって計算します。

③預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日の普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×10%
C 1年以上1年6か月未満	約定利率×20%
D 1年6か月以上2年未満	約定利率×20%
E 2年以上2年6か月未満	約定利率×30%
F 2年6か月以上3年未満	約定利率×30%
G 3年以上4年未満	約定利率×60%
H 4年以上5年未満	約定利率×60%

ただし、BからHまでの利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、その普通預金利率によって計算します。

④預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日の普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×10%
C 1年以上1年6か月未満	約定利率×10%
D 1年6か月以上2年未満	約定利率×20%
E 2年以上2年6か月未満	約定利率×20%
F 2年6か月以上3年未満	約定利率×20%
G 3年以上4年未満	約定利率×40%
H 4年以上5年未満	約定利率×60%

ただし、BからHまでの利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、その普通預金利率によって計算します。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 3. (預金の解約、書替継続)

この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄または当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに当店に提出してください。

### 4. (中間利息定期預金)

中間利息定期預金については、次により取り扱います。

② 印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するとき、または、中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章

により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。

## 5. (預金取引共通規定の適用)

この規定に定めのない事項については、預金取引共通規定によるものとします。

### 複利型

#### 1. (複利)

この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率（継続後の預金については継続日における当組合所定の利率（ただし、継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによる利率）。以下これらを「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法により計算し、あらかじめ指定された方法により満期日（休日の場合は翌営業日）に指定口座に入金するか、または、満期日に元金に組み入れて継続する方法により支払います。

ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受け取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。

#### 2. (単利型の準用)

その他この預金については、自由金利型定期預金（スーパー定期預金）（単利型）の規定を準用します。

以上